

令和6年度の子ども家庭総合支援センターの活動状況について

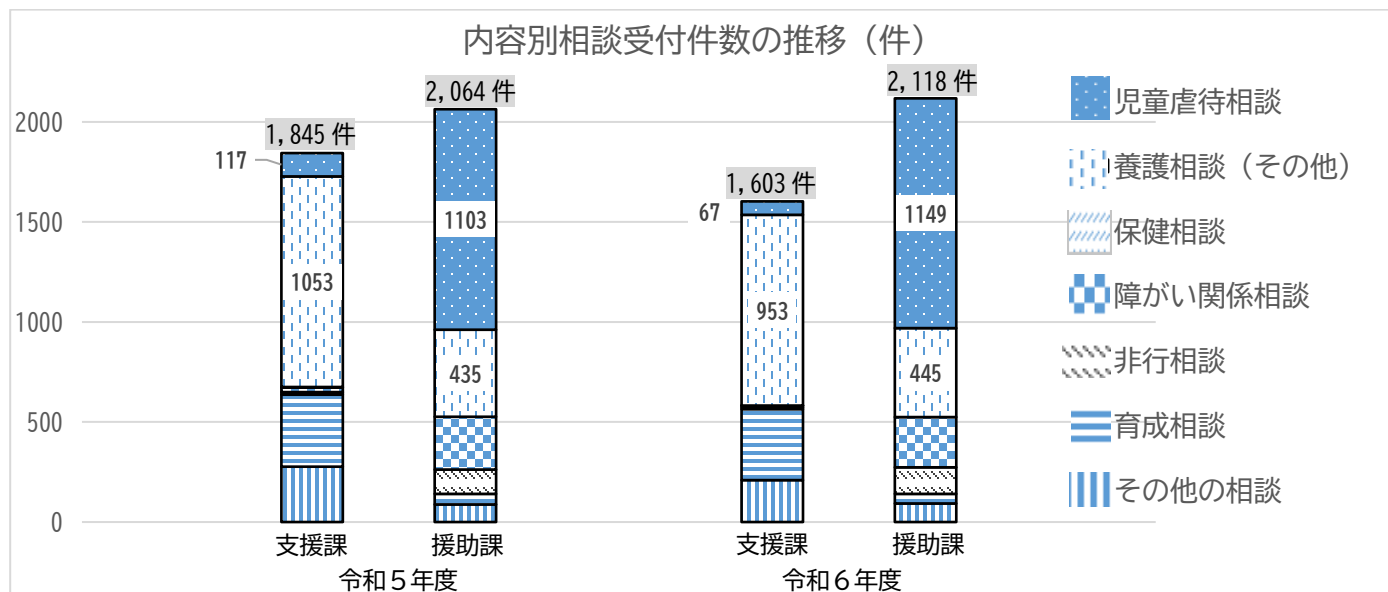
1 子ども家庭総合支援センターの相談受付状況

(1) 内容別相談受付件数

(単位：件/令和6年度速報値)

		支援課	援助課	合計	
養護相談	児童虐待相談	67	1,149	1,216	
	内訳	身体的虐待	15	276	291
		性的虐待	0	5	5
		ネグレクト	36	164	200
		心理的虐待	16	704	720
	その他の相談(虐待相談を除く)	953	445	1,398	
保健相談		1	0	1	
障がい関係相談		7	251	258	
非行相談		11	133	144	
育成相談		354	47	401	
その他の相談		210	93	303	
合計		1,603	2,118	3,721	

※養護相談(その他の相談(虐待相談を除く))：親の入院等による養育困難等、家庭環境に関する相談
 ※育成相談：育児やしつけ、性格行動といった子どもの育成に関する相談



(2) 年齢別受付件数

(単位：件/令和6年度速報値)

合計	0～1歳	2～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	年齢不詳
3,721	421	886	1,191	614	400	209

2 児童虐待相談対応件数（児童相談所機能）

児童虐待相談対応件数とは、援助課で受け付けた児童虐待に関する相談について、令和6年度中に対応した件数（国は、この児童虐待相談対応件数を毎年公表している）。

（1）内容別対応件数

（単位：件／令和6年度速報値）

合計	虐待の種類			
	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト
1,131	271	5	696	159

（2）対応種類別対応件数

（単位：件／令和6年度速報値）

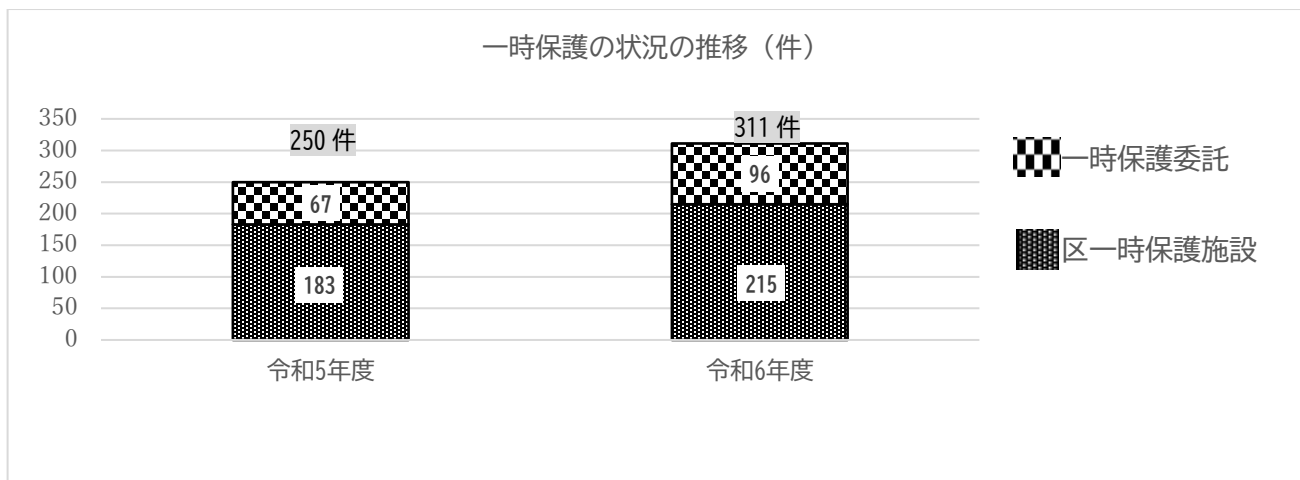
合計	助言指導	継続指導	他機関斡旋	又は福祉事務所送致通知	児童福祉司指導	児童福祉施設	里親委託	送致家庭裁判所	その他
1,131	978	45	36	0	50	18	3	0	1

3 一時保護の状況

（1）一時保護の状況（板橋区の児童を一時保護した総数）（単位：件／令和6年度速報値）

		0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	合計
総数		79	78	82	72	311
内訳	板橋区一時保護施設	38	64	61	52	215
	一時保護委託*	41	14	21	20	96

※ 一時保護委託は一時保護施設以外に、乳児院や里親、病院等に一時保護の委託をするもの



（2）一時保護施設の入所状況（一時保護施設の新規入所児童数）

（単位：人）

	幼児	学齢女子	学齢男子	合計（A）	（A）のうち 他自治体からの 一時保護委託
新規入所児童数	46	79	98	223	8

4 社会的養護について

(1) 施設入所・里親等委託児童数

相談・通告があった子どものうち、家庭での養育が困難、或いは不適當であると認めた場合等には、里親への委託や児童養護施設等への入所を行う。

(単位：件)

総数 (令和7年3月末現在)	乳児院	施設児童養護	支援施設 児童自立	治療施設 児童心理	入所施設 障がい児	ホーム 自立援助	里親 (ファミリー ホーム含む)
199	8	146	4	1	10	6	24

(2) 里親の認定・登録家庭状況

(単位：家庭)

里親家庭登録数 (令和7年3月末現在)	内訳			
	養育家庭	専門養育家庭	親族里親	養子縁組里親
53	32	2	1	18

※養子縁組里親のうち、5家庭は養育家庭と二重登録している

※専門養育家庭は、養育家庭として登録し、一定の養育経験や研修を経て登録するものであるため、養育家庭数にも計上している。

5 要保護児童対策地域協議会について

実務者会議では、中学校区ごとにセンターにて実施している従来の「集合型」の会議に加え、板橋区独自の取組として、関係機関を訪問する「アウトリーチ（訪問型）」を実施し、年2回、関係機関と支援方針の共有や、気になる子ども・家庭の情報をヒアリング等を行うことで、見守り体制の構築を図り、早期発見、早期支援につなげる仕組み作りに取り組んでいる。

会議名	概要
代表者会議	2回開催（構成員の代表者による会議）
実務者会議	集合型（前後期各22回）、アウトリーチ型（約400機関*訪問）
個別ケース検討会議	105回開催（児童等に直接関わりのある機関・担当で開催）

※区立小中学校、あいキッズ、区立・私立保育園、区立・私立幼稚園、児童館等

6 令和6年度の主な動きと今後について

(1) 「こども家庭センター機能」の運用開始

令和6年4月から、従前の「子ども家庭総合支援拠点」であった子ども家庭総合支援センター支援課と、従前の「子育て世代包括支援センター」であった区内5か所の健康福祉センターが連携・協力しながら、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対する一体的な相談支援を実施する体制を構築し、運用を開始した。

(2) 産前・産後支援事業（産後ドゥーラ）のサービス開始

令和6年4月から、妊娠中から産後6か月未満の方を対象に、専門的な知識や資格を持つ「産後ドゥーラ」がご自宅を訪問し、母親に寄り添いながら心身のケアや家事・育児のサポートを行う「産前・産後支援事業（産後ドゥーラ）」のサービスを開始した。

(3) 「一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」制定を契機とした取組み

一時保護施設では、一時保護された子どもにとって、温かみのある場所となるよう生活支援等を行っており、令和6年度に開設後初めて受審した第三者評価では、特にユニット制の運営について高い評価を受けた。令和7年4月に施行した条例を契機として、更に子どもが主体的に楽しく過ごせる「温かみがあり居心地のよい一時保護施設」をめざし、アセスメント手法の強化及び学習支援の環境整備を含め、運営の向上を図っている。